

## 業務委託契約書（案）

委託業務の名称 食事提供サービス支援事業支給業務委託  
委託期間 契約締結日から令和8年9月30日まで  
業務委託料 ￥－  
（うち消費税及び地方消費税額 ￥－）

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と\*\*\*\*\*  
\*\* \*\*（以下「乙」という。）は、本書末尾の日付にて、甲を発注者、乙を受注者として、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない細部の事項については、甲乙協議して定める。  
（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。  
（再委託等の禁止）

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。  
（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求め、必要な指示をすることができる。  
（業務内容の変更等）

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。  
（期限の延長）

第6条 乙は、その責に帰することができない事由により、委託期限までに委託業務を実施することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その期間は、甲乙協議して定める。  
（損害のために必要を生じた経費の負担）

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。  
（履行遅滞の場合における延滞金）

第8条 乙の責に帰する事由により委託期間に委託業務を完了することができない場合において委託期間後に実施する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を附して委託期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は業務委託料に対して、延長日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。  
（委託業務の完了及び検査）

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して委託業務完了報告書を

提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了報告書を受理したときは速やかに検査確認することとする。

(業務委託料の支払)

第10条 乙は前条の規定による検査に合格した時は、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 ただし、乙は委託料の額の範囲内において、委託料の概算払の請求をすることができる。

3 甲は、乙から提出された業務委託料の請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うこととする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

一 乙の責めに帰すべき理由により委託期間又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を実施することができないと認められたとき。

二 第2条又は第3条の規定に違反したとき。

三 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは、業務の既済部分の引渡を乙に請求するものとする。この場合において、甲は、その既済部分に相応する委託金額を乙に支払うものとし、その支払額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(違約金)

第12条 前条第1項の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

2 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

一 第5条第1項の規定により、委託業務の内容を変更したため業務委託料が3分の1以下に減少したとき。

二 甲が契約に違反し、その違反により委託業務を実施することが不可能になったとき。

(秘密の保持等)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(著作権等の取扱い)

第15条 委託業務により製作された成果物の著作権は、全て甲に帰属するものとする。

2 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、委託業務により制作された成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(契約保証金に関する事項)

第16条 契約保証金については、秋田県財務規則第178条第3号の規定により免除する。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団からの不当介入の排除)

第19条 乙は、この契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当な要求

を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに、甲に報告しなければならない。

(信義則)

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和8年3月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木 健 太

乙